

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十六号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
八	（麻薬及び向精神薬取締法関係） 麻薬及び向精神薬取締法（昭	（略）	（略）	（略）	（略）
八	（麻薬及び向精神薬取締法関係） 麻薬及び向精神薬取締法（昭	（略）	（略）	（略）	（略）

第二条（略）
事務
市町

十一の四の二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号。以下この号において「法」という。）
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この号において「省令」という。）
及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

（1）
36（略）
37 省令第一条の四の規定による麻薬取扱者の役員の変更の届出の受付
38 省令第十四条の四の規定による向精神薬営業者の役員の変更の届出の受付
39（1）から38までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

第三条（略）
事務
市町

（1）から36までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

<p>和二十八年法律第十四号。以下この号において「法」という。麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第三条第一項、法第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、法第九条第一項、法第十条第一項、法第二十九条、法第三十五条第一項及び第二項、法第三十六条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、法第四十六条第一項、法第四十七条、法第四十八条、法第四十九条並びに省令第一条の四の規定による麻薬取扱者に関する免許、届出の受付及び免許証の再交付</p> <p>(2) 法第五十条第一項、法第五十条の四において準用する法第七条第一項及び第三項、法第九条第一項並びに法第十条第一項、法第五十条の五第一項、法第五十条の七において準用する法第七条第一項及び第三項、法第九条第一項並びに法第十条第一項、法第五十条の二十二第一項、法第五十条の二十四第二項、法第五十条の二十六第一項並びに省令第十四条の四の規定による向精神薬取扱者に関する免許、届出及び申出の受付、登録並びに免許証又は登録証の再交付</p> <p>(3) (5) (略)</p>	(略)	<p>和二十八年法律第十四号。以下この号において「法」という。及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第三条第一項、法第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、法第九条第一項、法第十条第一項、法第二十九条、法第三十五条第一項及び第二項、法第三十六条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、法第四十六条第一項、法第四十七条、法第四十八条並びに法第四十九条の規定による麻薬取扱者に関する免許、届出の受付及び免許証の再交付</p> <p>(2) 法第五十条第一項、法第五十条の四において準用する法第七条第一項及び第三項、法第九条第一項並びに法第十条第一項、法第五十条の五第一項、法第五十条の七において準用する法第七条第一項及び第三項、法第九条第一項並びに法第十条第一項、法第五十条の二十二第一項、法第五十条の二十四第二項並びに法第五十条の二十六第一項の規定による向精神薬取扱者に関する免許、届出及び申出の受付、登録並びに免許証又は登録証の再交付</p> <p>(3) (5) (略)</p>	(略)
--	-----	--	-----

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>八の二 (略)</p> <p>(1) (20) (略)</p>	<p>市町</p> <p>市町（広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市を除く。）</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>八の二 (略)</p> <p>(1) (20) (略)</p>	<p>市町</p> <p>市町（広島市、呉市、尾道市、福山市及び廿日市市を除く。）</p>
改正後		改正前	

八の二の二 (1)―(8) (略)	竹原市、尾道市及 び廿日市市	(1)―(8) (略)	尾道市及び廿日市 市
-------------------------	-------------------	----------------	---------------

附 則

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条の規定 令和四年四月一日
 - 二 第二条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日